

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

令和五年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・三・九二〇号焼山押込線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県呉市西中央一丁目三番二五号

四 事業地

収用の部分

広島県呉市焼山北一丁目、焼山北三丁目地内

使用の部分

広島県呉市焼山北一丁目、焼山北三丁目地内